

第36回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年8月23日  
告示番号 第8号  
会議年月日 平成30年8月27日  
会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
局長補佐 岩 渕 道 明  
企画係長 千 葉 奈津枝  
主 任 千 葉 東

本日の案件 第36回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後1時35分

議 長	本日の出席委員は43名であります。 定足数に達しておりますので、第36回一関市農業委員会総会を開会します。 なお、8番 鈴木 勝 委員、35番 南浦 秀山 委員より欠席の届け出がありました。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布してありますので、追ってご覧いただきたいと思えます。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に28番 伊藤 弘志 委員、29番 小野寺 進 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、千葉主任を指名いたします。
議 長	議案審議に入ります。 「報告第88号 農政専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長より報告願います。

農政専門委員長

それでは、農政専門委員会から報告をいたします。

去る8月21日、川崎農村環境改善センターにおいて第11回農政専門委員会を開催し、平成30年度岩手県農業委員会大会提案事項について、農政専門委員21名により協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

事務局からは小野寺事務局長、岩渕局長補佐、千葉係長が出席しました。

資料1をご覧ください。

項目ごとの提案事項（案）と委員からの意見の一覧でございます。

提案事項につきましては、岩手県農業会議から依頼のあった提案事項を項目に従い取りまとめを行いました。

提案事項（案）の文章のうち、下線を引いている部分については、8月21日の第11回農政専門委員会において、委員からいただいた意見を反映させて修正した部分でございます。

1、担い手への農地利用集積対策についてですが、1つ目、農地中間管理事業について、行政や地域リーダーの積極的活動により農地中間管理事業を推進することを提案しています。

2つ目、農地整備事業として、中山間地域における小規模基盤整備事業等の推進強化を提案しています。

さらに、3つ目、遊休農地の発生防止・解消対策として、具体的な仕組みの構築と実効性ある体制強化を提案しています。

2、担い手・経営対策については、水田農業対策について、全国段階の米の需給調整推進体制の確立を提案しています。

認定農業者及び集落営農組織の経営改善・発展対策としては、農業機械の導入に関する助成などを提案しています。

また、新規就農者への支援も提案しています。

3、中山間等地域対策については、農山村の活性化対策として、適地適作への提案、地域活動に対する継続的支援、日本型直接支払制度のさらなる充実のほか、野生鳥獣被害に対する対策や助成について提案しています。

4、その他農業・農村対策については、東日本大震災、原発事故による被害への対策を引き続き提案することとし、新たに気象条件の変化に対応するための対策を提案しております。

以上の4項目について、資料2のとおり提案することといたしました。

		<p>なお、平泉町農業委員会からは、提案事項の取りまとめを行わない旨の連絡がございましたので、当委員会の提案を磐井地方農業委員会連絡協議会として岩手県農業会議へ提案する予定でございます。</p>
議	長	<p>以上、報告申し上げます。</p> <p>以上で「報告第88号」の説明を終わります。</p> <p>この際、ご質問を受けます。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>なければ、報告第88号の質疑を終わります。</p>
議	長	<p>次に、「報告第89号 専決処分の報告について」を上程いたします。</p>
局	長	<p>局長より説明いたさせます。</p> <p>それでは、3ページをお開き願います。</p> <p>報告第89号、専決処分の報告についてをご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。</p> <p>4ページをお開き願います。</p> <p>専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。</p> <p>専決処分の日は、平成30年8月20日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届け出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から5ページの第5号までの5件、5名の方からの相続による届け出に対して受理と決定したものです。</p> <p>この専決処分につきましては「相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届け出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届け出者に対し通知しなければならない。」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届け出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「報告第89号」の説明を終わります。</p> <p>この際、質問ございませんか。</p>
27番		<p>多分印刷間違いではないかと思うのですが、4番についてですけれども、被相続人と取得者と一緒になっているのですけ</p>
千葉太郎委員		

		れども。
局長補佐		それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思いま す。
		この4番につきましては、名前の3文字までの「正」までは一 緒ですけれども、この4文字目が、よくよく見ると違います。
		取得者のほうは、魚の下に大と書かれていますけれども、被相 続人については衛生の「衛」ということになっていますので、実 際は違う方でございます。
議	長	ほかにございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	なければ、報告第89号の質疑を終わります。
議	長	次に、「報告第90号 農地現状変更届出の報告について」を上 程いたします。
		局長より説明いたさせます。
局	長	6ページをお開き願います。
		報告第90号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご 説明いたします。
		このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく 届け出であります。記載の第1号の1件、2筆の現状変更届出 を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指 導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。
		なお、届出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更す る農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほ か、担当地域農業委員にも、届け出の内容について通知をしてお ります。
		届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては記載の とおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛 土及び切土による整備分1件となっております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「報告第90号」の説明を終わります。
		この際、ご質問を受けます。
		(なしの声あり)
議	長	なければ、報告第90号の質疑を終わります。
議	長	次に、「議案第255号 農地法第3条第1項の規定による許可 申請に対する可否について」を上程いたします。
		なお、説明は朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。

局長

局長より説明いたさせます。

7ページをご覧願います。

議案第255号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請1件でございます。

第1号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である子に農地を一括で贈与し、経営の安定を図るものであります。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

8ページをご覧願います。

第2号については、譲受人がこれまで譲渡人から賃貸借契約により借受けをしていた農地ですが、これからも継続して使用を続けるため、賃貸借契約を合意解約し、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第3号については、譲渡人と譲受人は兄弟であり、どちらも遠方に居住していますが、農地は譲受人である兄が1年のうち半年間、大東町に帰省し、農地の管理を行ってきていたものです。

これからも兄が管理を続けるため、譲渡人である弟から売買により取得するものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、千厩地域に係る申請1件でございます。

9ページをご覧願います。

第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上4件は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第255号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

42番

一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

佐藤圭一委員

現地調査日、平成30年8月10日、午前9時より、現地調査員、農業委員 永島、三浦、佐藤の3名でございます。

事務局職員は小野寺事務局長、阿部主任主事、千葉主任です。

報告内容、第1号について、別紙現地調査書のとおり現地確認

<p>議 長</p> <p>38番 菅原豊一委員</p>	<p>又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>農地法第3条現地調査報告書、大東地域です。</p> <p>現地調査日、平成30年8月13日、午前9時より行いました。</p> <p>現地調査員は鈴木、武田、菅原の3名、それから支所職員として熊谷産業経済課主任主事です。</p> <p>報告内容につきましては、第2号から第3号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。</p>
<p>議 長</p> <p>26番 千田幹雄委員</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>千厩地域の3条の調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日は平成30年8月10日、午前10時30分より行っております。</p> <p>調査員は農業委員が佐藤、千葉、千田の3名、支所職員が畠山産業経済課主査でございます。</p> <p>調査内容につきましては、第4号について、現地確認により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われま</p>
<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第255号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手満場です。</p>

議 長

よって、「議案第255号」を可と決します。

次に、「議案第256号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、10ページをお開き願います。

議案第256号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書の提出がありましたので、可否の決定を求めるものでございます。

本議案に係る申請は1件で、花泉地域に係るものでございます。

第1号は、平成29年7月25日の第23回総会でご審議いただき、可と決定したものでございますが、譲受人の弟が、特定非営利活動法人としてグループホームの建設及び運営を目的に近隣農地を取得しようとした際、申請地も含めて抵当権が設定されてあったことから、兄が申請地を取得しようとしたものでございます。

しかし、転用につきましては施設整備における計画変更や防災関連に係るかさ上げ費用、土盤改良費の追加があり、事業着手が困難となったことから、転用の取下願出書の提出があり、先月の総会で報告したところでございます。

この転用の事業中止により、抵当権が設定してある農地を一括して取得ができなくなったことから、資金繰りがつかず取消しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第256号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第256号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第256号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第257号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

11ページをお開き願います。

議案第257号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は14件で、一関地域が9件、花泉地域が2件、千厩地域が2件、東山地域が1件でございます。

第1号から12ページの第3号までは、借受人が太陽光発電パネルを設置したいので、事業計画面積208,293㎡のうち農地22,070㎡を賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第4号ですが、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤードとして利用したいので、畑4,249㎡のうち217.23㎡を使用賃貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年3月31日まででございます。

農地区分は、農振農用地域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第5号から14ページの第9号までですが、譲受人が位置指定道路を整備したいので贈与を受けて転用申請するものでございます。

農地区分は、いずれも都市計画区域内に存在する農地で、第5号と第6号は第1種中高層住居専用地域、第7号は第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域、第8号は第1種低層住居専用地域、第9号は第1種住居地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第10号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第11号は、譲受人が太陽光発電施設設置工事のため、仮設事務所等を設置したいので、賃貸借して一時転用申請するものでございます。



議 長  
42番  
佐藤圭一委員

期間は、許可日から平成31年1月31日まででございます。

農地区分は、農振農用地域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第12号は、譲受人が太陽光発電パネルを設置したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第13号は、譲受人は現在貸家住まいであり、手狭になったことから、通勤の利便性が良く、住環境に適した申請地を取得し、自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第14号は、借受人が現在借りている大型バスの駐車場の一部を返還することとなり、新たに借りる駐車場への進入路として拡幅整備したいので賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第257号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

調査日と調査員は3条と同じですので省略させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号から第3号、申請人が太陽光発電パネルを設置する計画となっており、排水は雨水のみで、岩手県林地開発許可を受けて調整池を設置する予定であることから、周辺農地に影響はないと思われま。

第4号、申請人が携帯電話無線基地局建設に伴う作業ヤードと

議長  
6番  
佐藤均委員

して利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第5号から第9号、申請人が位置指定道路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域、農地法第5条現地調査結果を報告いたします。現地調査日は平成30年8月10日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、渋谷、猪股、支所職員 藤江産業経済課主任主事の4名で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第10号について、申請地は、花泉支所から東に約1.2kmの位置にあり、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第11号、申請地は、花泉支所から南西に約2.9kmの位置にあり、申請人が太陽光発電施設設置工事に伴う仮設事務所等を設置のため一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上でございます。

議長  
26番  
千田幹雄委員

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の第5条現地調査報告を行います。現地調査日、調査員は第3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第12号、申請地は、JR小梨駅から北に約3.1kmの位置にありまして、申請人が太陽光発電パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。第13号、申請地は、千厩支所から南東に約1.6kmの位置にあ

議 長  
20番  
千葉久壽郎委員

り、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、東山地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

調査日は平成30年8月9日、午前9時よりでございます。

調査員は吉田、佐藤、千葉の3名、支所職員 渡邊産業経済課課長補佐でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第14号は、申請人が大型観光バスの進入路及び旋回スペースとして利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

以上でございます。

議 長  
30番  
遠藤勝幸委員

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

一関地区の5号から9号についてですけれども、位置指定道路というように地図を見ますと、恐らく宅地がつながるように道路を新しくつくるような形になるのでしょうかけれども、まず、なぜこの部分が必要なのかということと、もう一つは、神文ストアがこの位置指定道路を所有するということになってはいますが、位置指定道路は後々市道とか何かになるのでしょうか。

局 長 補 佐

それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思いません。

今現在、この地図で言えば、土地利用状況図の上のほうですけれども、この71-1の宅地については、家はなくなっているという所でございますので、ここから下のほうに50-5や51-5などとありますけれども、ここの分譲地のほうに直接道路をつなげるというようなことでございます。

それで、神文ストアのほうに行きやすくして、集客のためというか、そういうようなことでこの位置指定道路をつくるというような計画で聞いてございます。

それから、市道になるかどうかということについては、聞いてはございません。

ここの道路をつくるときには、この申請のあった地権者の方からはすごく歓迎されて、普通であれば売買というようになるのではないかと思っていたのですが、道路整備をするということで、贈与でいいと地権者の方からは進んでそのようなことを言われて道路を整備するというようなことでございます。

以上です。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第257号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第257号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第258号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、16ページをお開き願います。

議案第258号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書の提出がありましたので、意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は1件で、一関地域に係るものでございます。

第1号は、譲受人が父から使用貸借して自己住宅を建築する計画で、平成14年12月26日付で県の許可を受けたものでございますけれども、自己資金が不足するという理由から建築を断念したということでございます。

それで許可を取消しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第258号」の説明を終わります。

審議願います。

25番  
佐藤多賀幸委員

確認の意味でお伺いするのですが、平成14年に許可があつて平成30年の取消というようなことでございます。

この間16年という年数がかかっているのですが、一般的には5条の場合に基準となる年数は何年でしょうか、教えていただきたいというように思います。

局長 補佐

基準になる年数というか、実際、計画を立てる時点ではいつ頃の完成など、そういうことは見込んでやると思うのですが、その計画がなかなか進まないというようなことであれば、その計画を達成するためにいろいろやったりすることになるかと思えますけれども、本当に計画を達成することができないというようなことがわかった時点でいいかと思えますけれども、その時期ですが、当初計画から大幅に遅れて、何とも事業をやる見込みがないというような時期で取消の願出書を出していただければというようなことで考えております。

その計画している時期やその年数によっても変わってくるかと考えております。

以上です。

25番  
佐藤多賀幸委員

私たちは許可を出す立場なのではしょうけれども、たしか以前に、宅地の分譲などであれば5年であったか、基準があつたと思えます。

そういったことなど頭の中にあつたものですから、結局16年もかまわないで見ていたのかという思いで質問したものでございます。

それと、もし何かそのような基準の年数があるとすれば、それを過ぎれば指導しなければならぬのかというような思いもあり、聞いたところでございます。

それから、このような案件の基準があるとすれば、もう過ぎたような案件が、要するに許可は出したけれども、完成したという届け出がないというような案件があるのかどうか知りたいと思い、質問したということです。

局長 補佐

私も把握していないところがあるのですが、転用が完了した時点で報告してもらおうというように現在はなっていますけれども、ずっと前から完了したときにその報告書を出してもらおうというようなことにはなっていないような気がします。

それで、現在では報告書が出ていないところについては督促などというようなことでやっているわけでございますけれども、過

去の分につきましては報告書を出してもらわなくてはならないという、そういうようになる前については、必ずしもないとは言えないと思います。

以上です。

議 長

暫時休憩いたします。

(午後2時20分 休憩)

(午後2時21分 再開)

議 長  
局 長 補 佐

再開いたします。

すみません。

その数字につきましては、何件あるかという部分につきましては、今は押さえていませんので、確認してから発表といいますか、数字のほうをお答えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

多賀幸さん、よろしゅうございますか。

ほかに。

30番  
遠藤勝幸委員

関連してですけれども、そのように処理されていなかった場合、今回はたまたま16年経って申請をしたということで無責任ではないかというように思うのですが、隠れているということがあれば報告していただけるということですのでけれども、これについて、もしそのままであれば罰則規定というようなものはあるのでしょうか。

局 長 補 佐

その罰則規定まで含めて確認させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

17番  
小山浩委員

先ほど会長が36回目の総会ということで、私も今日が最後の質問になると思いますが、16年はいずれにしても、これは実例ですが、5条で申請しますと、通常であれば法務局の登記官が現地を見まして基礎工事をする段階で確認して課税すると、許可になった段階で建物が建っていない、恐らく宅地か何かで固定資産税が課税されていると思います。

その際に、このような形で取り下げした場合、今まで払っている固定資産税はどのように処理されるのでしょうか。

これは委員会の問題ではないと思うのですが、ただ、許可したほうもその辺は周知できると思いますので、併せてお聞きいたします。

後日は私いませんので、その辺はどうぞよろしく願います。

局長 補 佐	すみません、その件も併せて確認させてください。
	すみません、お願いします。
議 長 7 番 千葉綾雄委員	ほかにございませんか。 単純にこの面積で16年というこの間、田んぼになっているのですけれども、現況はどうなっているのでしょうか。 ただそれだけです。
局長 補 佐	まず、この申請の際に写真をいただいているわけがございますけれども、この写真によりますと、草刈りをしている農地にはなっているということがございます。 管理はしているようでございます。
議 長 7 番 千葉綾雄委員	よろしゅうございますか。 それは現在ですか。
局長 補 佐	現在です。
議 長	ほかにございませんか。 (なしの声あり)
議 長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第258号 農地法第5条の規定による許可処分取消願に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議 長	挙手満場です。
	よって、「議案第258号」を許可相当と決します。
議 長	次に、「議案第259号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局長 補 佐	17ページをお開き願います。 議案第259号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。 一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。 19ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、利用権貸借が2件、所有権移転が3件でございます。

初めに利用権貸借ですが、第1号は大東地域に係る申請でございます。

それから、第2号は室根地域に係る申請でございます。

それから20ページをお開き願います。

次に所有権移転でございますけれども、第1号は一関地域に係る申請でございます。

それから、第2号と第3号は大東地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますので、ご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第259号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第259号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第259号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第260号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

21ページをお開き願います。

議案第260号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。

本議案に係る申請は5件で、一関地域が1件、花泉地域が1件、大東地域が1件、室根地域が1件、藤沢地域が1件でございます。



	<p>ます。</p> <p>申請の内容につきましては、22ページの第5号まで記載しておりますので、ご覧願います。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。</p> <p>なお、第3号の中大畑103-3ですけれども、植林する前は畑として利用していたということでございますので、登記地目は宅地ということになってございますけれども、他の農地と併せて証明願があったということでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>42番 佐藤圭一委員</p>	<p>以上で「議案第260号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の説明をお願いいたします。</p> <p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>一関地域の適用外現地調査を報告いたします。</p> <p>調査日、調査員は3条と同じですので省略させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、89-2は平成元年頃からプレハブを建てて利用し、90-5及び90-6は平成9年頃から車庫・住宅及び庭として利用しており、3筆とも既に農地性は失われております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>6番 佐藤均委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>花泉地域、適用外現地調査報告を行います。</p> <p>調査日、調査員につきましては5条と同じですので割愛をいたします。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第2号について、申請地は、花泉支所から北に約1.3kmの位置にあり、平成元年頃から宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われておりました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

38番  
菅原豊一委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

適用外現地調査報告書、大東地域です。

調査日、調査員は3条と同じでございます。

報告内容につきましては、南側が山林及び宅地、北側が興田川となっておりました。

昭和60年頃より杉の木を植林し山林化しており、既に農地性は失われておりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

10番  
芳賀武郎委員

適用外現地調査報告書、室根地域です。

現地調査日は平成30年8月10日、午前9時より、調査員は農業委員 千葉委員と私 芳賀です。

支所職員 土屋産業経済課主任主事です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、JR矢越駅から西に約1.8kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が雑種地、南・北側が宅地となっています。

昭和50年頃から農業用倉庫及び庭として利用しており、既に農地性は失われておりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

5番  
千葉ひろあき委員

適用外現地調査報告書、藤沢地域です。

現地調査日、平成30年8月10日、午後2時より、現地調査員私 千葉、千葉委員、佐藤委員、支所職員は佐藤産業経済課主事です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

申請地は、藤沢支所から北東に750mの位置にあり、周囲は東側が農地及びため池、西・南・北側が農地となっています。

昭和55年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

		<p>以上で現地調査の結果についての説明を終わります。 審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第260号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第260号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第261号 農地利用最適化推進委員の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>議案第261号につきましては、本日お配りをしておりますので、確認をお願いしたいと思います。</p> <p>通し番号23ページと書いてございますので、こちらをご覧願いたいと思います。</p> <p>議案第261号 農地利用最適化推進委員の決定について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第17条及び一関市農業委員会の委員等の定数に関する条例第3条の規定に基づき、一関市農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員を別添名簿のとおり決定することについて、議決を求めるものでございます。</p> <p>農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、主に現場活動を行うこととして新設されたものであります。</p> <p>平成30年5月1日から5月31日まで推進委員の募集を行い、選考に当たっては、農業委員の中から8人の選考委員を選任し、選考委員会を開催して候補者の選考を行っております。</p> <p>選考委員会において候補者となりましたのが、23ページから27ページにございます別添名簿に記載の36人となります。</p> <p>別綴りで参考資料がございましたが、この参考資料にはさらに候補者の住所、生年月日、主な経歴等を記載してございます。</p> <p>農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委</p>

員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされていることから総会での議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議

長

以上で「議案第261号」の説明を終わります。

なお、16番 佐々木 守美 委員、18番 小野寺 照夫 委員、19番 武田 文一 委員、20番 千葉 久壽郎 委員、22番 木村 修一 委員、23番 伊藤 勉 委員、27番 千葉 太郎 委員、29番 小野寺 進 委員、38番 菅原 豊一 委員、46番 菅原 吉昭 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

あらかじめ申し上げます。

人事案でございますので、質疑はないものとして進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議

長

佐々木 守美 委員、小野寺 照夫 委員、武田 文一 委員、千葉 久壽郎 委員、木村 修一 委員、伊藤 勉 委員、千葉 太郎 委員、小野寺 進 委員、菅原 豊一 委員、菅原 吉昭 委員は退室願います。

(午後2時42分 退室)

議

長

審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第261号 農地利用最適化推進委員の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場です。

よって、「議案第261号」を可と決します。

佐々木 守美 委員、小野寺 照夫 委員、武田 文一 委員、千葉 久壽郎 委員、木村 修一 委員、伊藤 勉 委員、千葉 太郎 委員、小野寺 進 委員、菅原 豊一 委員、菅原 吉昭 委員は入室願います。

議

長

(午後2時44分 入室)

佐々木 守美 委員、小野寺 照夫 委員、武田 文一 委員、千葉久壽郎 委員、木村 修一 委員、伊藤 勉 委員、千葉 太郎 委員、小野寺 進 委員、菅原 豊一 委員、菅原 吉昭 委員に申し上げます。

議

長

「議案第261号」を可と決しました。

以上で全議案が終了いたしました。

第36回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時44分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員